

# 鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務仕様書

## 1 業務名

鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務（以下「本件業務」という。）

## 2 目的

本件業務は、消費税法改正によって、令和5年10月から実施される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たり、インボイス制度に対応した公営企業財務会計システム構築・運用保守業務を導入することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(1) 構築業務は、契約締結日から令和5年9月23日まで

なお、令和5年9月1日から令和5年9月23日までの間は試験運用期間として、必要な機器等の納入、設定、テストを行うこととする。

(2) 運用・保守業務 令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

期間	工程
(契約日)～令和5年8月31日	本件システムの導入
令和5年9月1日～令和5年9月23日	試験運用
令和5年10月1日～令和10年3月31日	本稼働（運用保守業務）

## 4 納入物

(1) 構築業務

- ア 打合せ記録簿 紙媒体 2部
- イ システム設計書 紙媒体 2部
- ウ システム操作説明書（管理者向け） 紙媒体 2部
- エ 職員向けFAQ集 紙媒体 6部
- オ 操作説明書（利用者向け） 紙媒体 6部
- カ システムテスト仕様書及びテスト結果報告書 紙媒体 2部
- キ ソフトウェア 一式
- ク ソースコード（パッケージソフトに係る部分を除く） 一式
- ケ 上記ア～クに係る電子データ（CD-R又はDVD-R） 各2部

(2) 運用・保守業務

- ア 運用保守業務完了報告書 紙媒体 1部

## 5 納入場所

(1) 上記4の紙媒体及び電子媒体

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課

(2) 上記4のソフトウェア一式

発注者が指定するサーバへソフトウェアをインストール後、以下の納入場所

- ・鳥取県企業局経営企画課（鳥取市東町一丁目 271）
- ・鳥取県企業局東部事務所（鳥取市古海 250）
- ・鳥取県企業局西部事務所（米子市八幡 165）

## 6 業務の範囲

(1) 主な業務範囲は、下記のとおりとする。

- ア 本件システムに必要な基本設計、詳細設計、システム開発
- イ 本件システムの導入（初期データの作成を含む）及び設定
- ウ 既存の現行システムのデータ移行（移行に係るデータは、鳥取県が受注者に提供する。）
- エ 運用テスト
- オ 本件システムの保守及び運用
- カ 担当職員への操作研修の実施及び操作マニュアルの作成
- キ 導入する次期システムを別システムへ更新・変更する際のデータ移行（移行に係るデータ作成及び移行作業）
- ク その他、本件業務に必要なすべてのもの

## 7 基本要件 ※【仕様〇】は仕様項目を示す。以下同様。

(1) 調達方針

本件業務の受託にあつては、以下の調達方針を遵守すること。

- ア 本件システムについては、WEBアプリケーションによりLGWANネットワークに構築することとし、必要なサーバは、原則として鳥取県クラウドサーバを使用すること。鳥取県クラウドサーバについては（3）を参照のこと。【必須】【仕様1】
- イ 業務効率化の観点から、誤入力した場合の修正が容易である等、使いやすさとパフォーマンスを考慮したシステムとする。【必須】【仕様2】
- ウ 本件システムの改修が必要になった場合、容易に対応できるようサーバに使用するソフトウェアはApache Http Server、lighttpd、PostgreSQL、MySQL等、使用するプログラム言語はPHP、Perl、Ruby等広く使われているものを利用すること。【必須】【仕様3】
- エ クライアント端末でJavaを使用しないシステムであること。【必須】【仕様4】
- オ IPv6アドレスに対応可能であること。【必須】【仕様5】
- カ 一般的なWEBブラウザ（Microsoft Edge(Chromium)、FireFox、Google Chrome）で利用可能なこと。【必須】【仕様6】
- キ 通信で使用するプロトコルはHTTP又はHTTPSとする。【必須】【仕様7】
- ク 12台のクライアント端末からの同時アクセスがあつても、画面表示及び切り替えは、最後のデータが表示されるまで、原則として3秒以内、検索結果は5秒以内とする。但し、大容量のデータを扱う場合等、原則3秒以内の例外となる要件については提案書に明記すること。【必須】【仕様8】
- ケ クライアント端末には、特別なソフトウェアのインストールを必要としないこと。ただし、クライアント端末でのデータ出力又は印刷のためにやむを得ず必要となる付随的なソフトウェアについては、発注者と協議を行うこと。【必須】【仕様9】
- コ 必須項目については、項目要件を満たしていないものは失格とし、それ以降の評価項目については評価しないものとする。

(2) システム利用環境

ア 利用台数【必須】【仕様10】

県庁LANネットワーク内の利用台数は以下を予定している。

端末場所	台数
鳥取県企業局本局(鳥取市東町一丁目 271 番地)	8台
鳥取県企業局東部事務所(鳥取市古海 250)	2台
鳥取県企業局西部事務所(米子市八幡 165)	2台

イ 利用端末【必須】【仕様11】

県庁LANネットワークに接続されている端末は以下のとおりであり、以下の環境下で正常に稼動するシステムであること。

【県庁LANに接続されている端末の仕様例】

対象	動作環境
OS	Windows10 Pro (64bit)
プロセッサ	コア数は4以上とし、PassMark PerformanceTestサイトのPassmark CPU Mark が8,000以上
実装RAM	16GB以上
ストレージ	SSD256GB以上
ソフトウェア	Office Professional Plus 2016
webブラウザ	Microsoft Edge , Google Chrome , FireFox

(3) サーバのハードウェア【必須】【仕様12】

ア 構築を行ったプログラム、ソフトウェアを発注者の指定するサーバである鳥取県クラウドサーバに導入し、利用可能な状態にすること。なお、サーバのスペックは以下のとおりである。

＜鳥取県クラウドサーバのサーバスペック＞

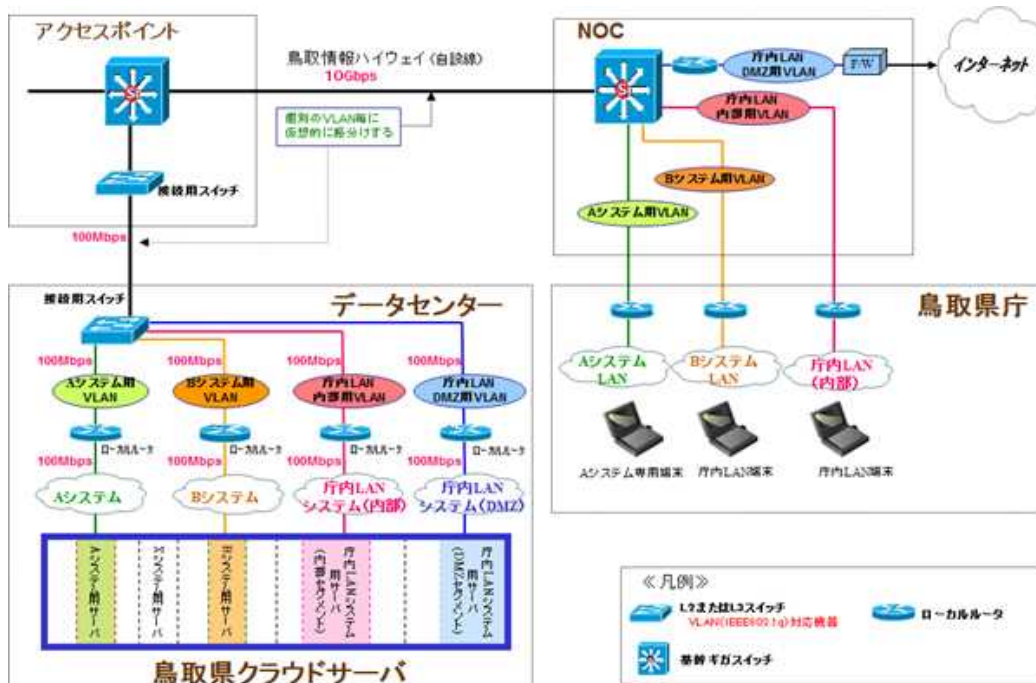
- 鳥取県クラウドサーバは、鳥取情報ハイウェイ上で利用可能なサービスである。鳥取県クラウドサーバ内において、本業務の範囲を責任範囲とする。鳥取県クラウドサーバと各施設は鳥取情報ハイウェイで接続する。
- 鳥取情報ハイウェイの概要、接続条件、利用手引き等については、以下の URL を参照のこと。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/10012.htm>
- 鳥取県クラウドサーバのスペック及び仕様は、以下のとおりである。

項目	内容
CPU	1vCPU～8vCPU、1vCPU 単位で拡張可能CPU はインテルXeon 2.8GHz 相当の性能
メモリ	1GB～48GB、1GB 単位で拡張可能
ハードディスク	50GB～1000GB、50GB 単位で拡張可能
バックアップ	7世代分のバックアップ実施(VMware Data recovery)
サーバ2重化	ブレードシャーシの二重化(VMware High availability 機能)

ネットワークポート数	1ポート～3ポート (1000BASE-T)
対応OS	Microsoft Windows Server 2022/2019/2016 RedHat Enterprise Linux 9/8/7 等
仮想化ソフトウェア	VMware vSphere 6.7

注：Microsoft社のWindows ServerのOS及びSQL Serverを利用する場合、発注者と鳥取県クラウドサーバサービス事業者の契約に基づきSPLAライセンスを使用するため、受注者においてサーバOSを調達する必要はない。

- イ 鳥取県クラウドサーバの使用について次の各項目に従うこと。
- (ア) システムの導入と保守については、鳥取県庁内のNOC（ネットワークオペレーションセンター）に設置されているクラウドサーバ操作端末から行うこと。
  - (イ) 鳥取県クラウドサーバの利用料金は、発注者が負担する。
  - (ウ) OSのセキュリティパッチ、サービスパックについても導入時点で最新のものを導入すること。
  - (エ) 鳥取県クラウドサーバ内における責任範囲は、本業務の構築範囲とする。
  - (オ) 最新のセキュリティ対策を実施し、不要なサービスを停止し、不要なポートは切断するようにすること。
  - (カ) サーバOSについては、本業務の契約期間中にサポートがあるものを使用すること。  
サポート切れの製品の利用は認めないので、契約期間の中途にサポートが切れる場合は、追加費用が発生しないこと。



鳥取県クラウドサーバに係るネットワーク構成図

(4) システム導入時作業の要件【必須】【仕様 13】

項番	作業項目	仕様
----	------	----

1	要件定義・要求分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの設定、運用方法等の要求について、発注者と受注者で協議し、要求事項を分析後、詳細を決定する。</li> <li>決定内容に関しては、要件定義書にドキュメント化する。</li> </ul>
2	プログラム調達・作成作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>この仕様書に準拠したサービスを提供するためのプログラムの調達及び作成並びにテストを実施する。</li> </ul>
3	マスタデータの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを使用する上で必要なマスタ情報（予算科目、勘定科目、消費税、債権（務）者情報、金融機関等）をシステムに登録する。（登録データは発注者が提供する。）</li> </ul>
4	ID、パスワードの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム操作に関する ID、パスワードを登録する。</li> </ul>
5	利用者向けマニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの利用者向けのシステム操作説明書等を作成するとともに、任意の画面からオンライン上で参照できるものとする。</li> </ul>
6	FAQ の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向けそれぞれ FAQ を作成し、オンライン上で参照できるものとする。</li> </ul>
7	運用テスト、検証の立会い・対応、クライアントの設定・動作確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内 LAN 内の端末からシステムの動作確認を行う。動作確認や検証、試験運用期間中に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。</li> </ul>
8	ドキュメントの作成（要件定義書、カスタマイズ設計書、テスト仕様書、テスト結果報告書、操作説明書等、打ち合わせ議事録）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本稼働日前に、ドキュメントを最終納品する。必要な場合には、導入作業の途中時期における一次納品も行う。システム管理者に、カスタマイズ事項も盛り込んだ操作説明書を作成する。</li> </ul>
9	本稼働前の業務データの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件システムに移行するデータの件数、登録方法については、別途発注者と協議を行い決定する。移行データの種類は、(6) のとおりである。</li> </ul>

#### (5) システムセキュリティ要件

- ア OS、ウイルス対策ソフト、ソフトウェア等はメーカーサポート期間中のものであり、かつ、原則導入時最新のものとする。ここでいう最新とは、既知のセキュリティホール（脆弱性）について、すべて対策を講じている状態をいう。なお、常にこれを保つこと。【必須】【仕様 14】
- イ ウイルス対策ソフトについては、利用期間中は常に最新のウイルス定義ファイルを適用すること。【必須】【仕様 15】
- ウ 不正侵入防止、侵入検知及び改ざん検知等の対策を行うこと。【必須】【仕様 16】
- エ 情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行い、できるだけ速やかにパッチを適用する等、必要に応じた対策を行うこと。【必須】【仕様 17】
- オ アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏洩、不正アクセス等を監視すること。【必須】【仕様 18】
- カ 情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに被害拡大防止、原因特定等を行うこと。【必須】【仕様 19】

(6) 移行データ【必須】

ア 現行システムへの対応【仕様 20】

- (ア) 予算科目 14, 277件
- (イ) 勘定科目 24, 726件
- (ウ) 債権(務)者情報 2, 621件
- (エ) 金融機関(口座情報) 5, 059件
- (オ) 入力済帳票(調定、支払、振替等) 161, 352件

注) 年度末の決算処理が移行データを取り込んで滞りなく行えること。

注) ここに示すデータ件数については、公告時点での概算件数であり、実際に移行する件数に厳密に一致するものではないことを承知すること。

注) 移行データの受け渡しはおおむね1回を予定とする。

イ 次期システムへの対応

- (ア) 本件システムの利用期間が満了する場合、次期システムのデータ移行支援を行うこと。その際に必要となる費用は、本調達に含めるものとする。【必須】【仕様 21】
- (イ) 次期システムへの移行に必要なデータは、別途発注者が指定する形式にて電子媒体に格納のうえ、提出するものとする。  
その際に必要となる費用は、本調達に含めるものとする。【必須】【仕様 22】

(7) その他

この仕様書に掲げる項目以外で発注者の利便に供する事項について提案のある場合は、企画提案書に記載すること。

## 8 本件システムの機能

別添「鳥取県企業局財務会計システム機能一覧表」に示すとおり。【仕様 23~120】

## 9 保守・運用

(1) 保守・運用内容【必須】【仕様121】

システム運用開始後次の運用・保守を、午前8時30分から午後5時15分まで(開庁日のみ)実施できるものとする。

- ア システムのアクセス監視による不正アクセス、異常アクセスなどへの対応
- イ ソフトウェア障害の監視・対応
- ウ データメンテナンス及びログやアクセス件数の収集
- エ データのバックアップ(1日1回以上・2世代)
- オ データの保存(5年分)
- カ 障害等への問い合わせ対応 等
- キ ウイルス対策ソフトは最新定義ファイルへの自動更新を行うものとする。
- ク OS等へのセキュリティパッチの適用、サービスの修正、更新等のメンテナンスを受注者の負担で行うものとする。その場合、事前に発注者に連絡を行うものとする。

(2) 障害対応

- ア 障害連絡、問い合わせ等の一本化された受付窓口を設置するものとする。【必須】【仕様 122】

- イ システム障害の連絡を受けたときは、直ちに調査等必要な対応を開始し、受付時から 24 時間以内に障害を解消することができるサポート体制を構築すること。【必須】【仕様 123】
- ウ 緊急時、概ね 2 時間以内に来局（所）できること。【必須】【仕様 124】

## 10 その他

### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

### (2) 資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

### (3) 作業場所の特定

受注者は、本件業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

### (4) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ 前項の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ 前 2 項の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

### (5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

### (6) 著作権の扱い

ア 本件業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とし、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使するときは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 65 条第 2 項に基づく同意は要しないものとする。

イ 前項の規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。  
ウ 発注者又は受注者は納入物又はこれを複製・改変・翻案したものを第三者の利用に供するために、販売、賃貸等（以下「販売等」という。）する場合は、著作権法第 65 条第 2 項に基づき、相手方の同意を得るものとする。

エ 前項の場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、第 1 項の規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入を分配するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、著作権の持分の割合及び下記に定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とする。ただし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、発注者及び受注者の協議により別途定めるところによる。

（ア）県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	3%
納入物に翻案を加える場合	9%
納入物に軽微な翻案を加える場合	15%
納入物に翻案を加えない場合	30%

（イ）県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	1%
納入物に翻案を加える場合	3%
納入物に軽微な翻案を加える場合	5%
納入物に翻案を加えない場合	10%

#### （7）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （8）守秘事項等

ア 本件業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### （9）個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、10の(10)の規定により受託業務を第三者に再委託させる場合は、当該受注者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### （10）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の



理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務による委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの規定の承認を受けて第 3 者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### (11) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本件業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

#### (12) 完了報告及び検査

受注者は、本件システムの納入及び設定等が完了したときは、遅滞なく納入完了報告書を発注者へ提出し、10 日以内に発注者の検査を受け、合格すること。

また運用保守業務については、各月終了後、遅滞なく運用保守業務完了報告書を発注者へ提出し、10 日以内に発注者の検査を受け、合格すること。

発注者は、検査に合格した場合、その旨を受注者に通知するものとする。

#### (13) 使用料の支払等

ア 受注者は、(12) の完了報告が全て適正と認められた通知を受けた後、契約時に定める支払計画書に掲げる各月の委託料を当該月の翌月に発注者に請求するものとする。

また、1 か月に満たない利用期間が生じた場合は、日割計算とする。なお、本業務に係る一切の費用については、利用期間の月数で分割し、各月の委託料に含まれている。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払う。

ウ 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条第 1 項に規定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

#### (14) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### (15) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (16) その他

ア 受注者は、システムの構築にあたり、発注者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を適宜、発注者に報告すること。

イ 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項について、打合せの中で発生した要件については、発注者と協

議の上、可能な限り対応を検討すること。

ウ 受注者は、打合せのための資料作成及び議事録の作成を行うこと。

エ 本仕様書に定める本業務の履行期間中に発注者が次期システムを別途導入する際には、各種電子データの提供について無償で協力すること。

オ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

カ 履行期間満了後は、本業務において設置した機器を撤去するものとし、撤去にかかる費用は本契約に含まれるものとする。